

「(仮称) ニトリ川崎高津計画に係る条例見解書」の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、「(仮称) ニトリ川崎高津計画に係る条例見解書」の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) ニトリ川崎高津計画

種 類：商業施設の新設（第3種行為）

2 指定開発行為者

名 称：株式会社ニトリホールディングス

代表者：代表取締役 似鳥 昭雄

所在地：札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

3 公告日

令和7年10月29日（水）

4 条例見解書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年10月29日（水）から令和7年11月12日（水）まで。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし高津区役所は、第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 縦覧場所及び時間

高津区役所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（10月29日）は、午前10時から縦覧を行います。

※上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>



掲載先ホームページ 二次元コード

5 事業内容等に関する問合せ先

(1) 環境影響評価について

窓 口：株式会社エスパシオコンサルタント 環境企画部

電 話：03-6734-9640 ファクス：03-6222-2207

(2) 事業計画等について

窓 口：株式会社ニトリホールディングス 建築設備部

電 話：03-6741-1220 ファクス：03-6741-1270

6 備考

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木
電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年10月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）ニトリ川崎高津計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ニトリホールディングス 代表取締役 似鳥 昭雄
	名 称	（仮称）ニトリ川崎高津計画
	種 類	商業施設の新設（第3種行為）
	実施区域	川崎市高津区二子四丁目550 外
	目 的	商業施設の新設
	内 容	敷地面積： 約 12,370 m ² 延べ面積： 約 23,370 m ²
	施行期間	令和7年度～令和9年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年10月29日（水）から令和7年11月12日（水）まで
	縦覧場所及び時間	■高津区役所1階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ただし、第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（10月29日）は午前10時から行います。
	ホームページ	ホームページから条例見解書の閲覧ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html 
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp